

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県連合海区漁業調整委員会設置規則の一部を改正する規則	漁業振興課
◎ 告 示	
○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正	地域づくり推進課
・道路の区域変更	道路維持課
○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正	教育庁総務課
◎ 公 告	
・特定計量器定期検査の実施	計量検定所
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経営支援課
・土地改良区の役員の就退任	農村整備課
・土地改良区の定款変更の認可	”
◎ 人事委員会規則	
○一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則及び警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
◎ 長崎県病院企業団告示	
・長崎県病院企業団議会臨時会の招集	長崎県病院企業団
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施（2件）	長崎県公立大学法人
・一般競争入札の参加者の資格等	”

規 則

長崎県連合海区漁業調整委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月4日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第39号

長崎県連合海区漁業調整委員会設置規則の一部を改正する規則

長崎県連合海区漁業調整委員会設置規則（昭和26年長崎県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1条 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。） 第147条第1項の規定に基づき長崎県連合海区漁業調整委	第1条 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。） 第105条第1項の規定に基づき長崎県連合海区漁業調整委

<p>員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる区分による委員6人をもって組織する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第148条第4項の規定に基づき選任する委員 2人</p> <p>2及び3 略</p>	<p>員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる区分による委員6人をもって組織する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第106条第4項の規定に基づき選任する委員 2人</p> <p>2及び3 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在任する長崎県連合海区漁業調整委員会の委員であってその任期が令和3年3月31日前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとする。

長崎県告示第545号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年8月4日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 交通政策課関係						別表（第2条関係） 交通政策課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者	
1～19 略						1～19 略					
20	長崎県 公共交 通事業 継続等 支援事 業奨励 金	新型コロ ナウイル ス感染症 の感染予 防対策や 交流人口 拡大に向 けた利用 促進対策 を講じな がら公共 交通事業 を継続す る事業者 を支援す る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 路線バス事 業者にあつ ては、バス (11人乗り以 上) 1台あた り300千円と し、主に長崎 県内の路線で 事業を実施す るために運行 する台数を乗 じた額とす る。ただし、 1事業者あた りの上限額は 100,000千円 とする。 (2) タクシー事 業者にあつ ては、タクシー	令和2 年7月 1日時 分で事 業に使 用する 台数、 車両数 及び隻 数を基 準とす る10分 の10以 内の 額。た だし、 予算の 範囲内 で知事 が定め る額を 限度と	(1) 一 般乗 合旅 客自 動車 運送 事業 を営 む者 のう ち、 路線 定期 運行 事業 者 (2) 一 般乗 用旅						

<p>1台あたり50千円とし、長崎県内で事業を実施するために運行する台数を乗じた額とする。ただし、1事業者あたりの上限額を10,000千円とする。</p>	<p>する。</p>	<p>客自動車運送事業者 (福祉輸送事業限定を除く)</p>
<p>(3) 鉄道事業者にあつては、車両1両あたり2,000千円とし、長崎県内で事業を実施するために運行する車両数を乗じた額とする。</p>	<p>(3) 第一種鉄道事業者</p>	
<p>(4) 軌道事業者にあつては、車両1両あたり300千円とし、長崎県内で事業を実施するために運行する車両数を乗じた額とする。</p>	<p>(4) 軌道運輸事業者</p>	
<p>(5) 航路事業者にあつては、カーフェリー1隻あたり10,000千円、20トン以上の旅客船1隻あたり5,000千円、20トン未満の旅客船1隻あたり500千円とし、主に長崎県内の航路で事業を実施するために運航する隻数を乗じた額とする。ただ</p>	<p>(5) 一般旅客定期航路事業者</p>	

			し、航路の一部又は全部に関わらず、長崎県から航路運営費等補助を受けている航路に使用する船舶及びドック時代船を除く。		
21	長崎県 離島航空路線 確保緊急支援 補助金	新型コロナウィルス感染症の影響が大きい離島航空路線の安定化を図る。	県内の離島の航空路線に就航する航空機の導入に要する費用のうち、国の航空機等購入費補助金及び長崎県航空機購入費補助金の対象とならない経費	2分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	オリエンタルエアブリッジ株式会社

長崎県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年8月4日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路線名 平戸田平線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市主師町字小主師628番29地先から 平戸市主師町字小主師610番8地先まで	前	10.7~41.8	224.2	
	後	10.7~45.6	224.2	

長崎県告示第547号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

令和2年8月4日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 6 体育保健課関係	別表（第2条関係） 6 体育保健課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～7 略						1～7 略					
8	学校給食継続支援費補助金	学校の臨時休業に伴い影響を受けた業者へ安定した食材供給を行ってもらうための支援を行う。	安定した食材供給を行ってもらうための業者に対する支援に係る所要経費	予算の範囲内で知事が定める額	県立学校給食食材を取り扱う業者						

公 告

特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年8月4日

長崎県知事 中村 法道

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時
島原市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	安中地区	安中公民館	9月1日	13時30分から15時まで
同上	森岳地区	島原文化会館	9月2日	9時30分から12時まで 13時から15時まで
同上	白山地区	白山公民館	9月3日	9時30分から12時まで 13時から15時まで
同上	杉谷・三会地区	農村環境改善センター	9月4日	9時30分から12時まで 13時から14時まで
同上	霊丘地区	霊丘公民館	9月8日	13時30分から15時30分まで
同上	有明地区	有明支所	9月9日	9時30分から12時まで 13時から14時30分まで
同上	島原市全地区	島原文化会館	9月10日	9時30分から11時まで
所在場所検査	計量器の所在の場所		9月1日から 12月25日まで 土曜・日曜 祝日は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

- 2 検査の対象となる特定計量器
取引又は証明に使用する特定計量器
- 3 検査の実施機関
指定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年8月4日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎

長崎県長崎市尾上町1番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更

① 駐車場の位置及び収容台数

② 駐輪場の位置及び収容台数

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

長崎市長 田上 富久

(2) 意見書の内容

(土木企画課)

① 交通渋滞対策について

アミュプラザ長崎のリニューアル工事において、駐車場不足による交通渋滞の発生が予想されます。

また、駐車場の出入口が1箇所になることで、北部方面に向かう全ての出庫車が国道202号（旭大橋東口交差点方面）側に向かうこととなりますが、当該地は主要渋滞区間（箇所）【一般国道202号旭大橋東地区（旭大橋東口から旭大橋東詰）】に選定されており、現状でも慢性的な渋滞が発生している状況であるため、更なる交通渋滞の発生が予想されます。

このため、これまで道路管理者である県や交通管理者である県警等と協議を行ってきたところですが、引き続き各管理者等と協議を行い、周辺道路への影響が最小限となるよう必要な対策を講じてください。

② 駐車場の技術的基準及び手続きについて

一般公共の用に供する駐車場は、駐車場法第11条の規定により技術的基準の適用がありますので、同法施行令の基準に適合させるよう留意するとともに、工事着手前までに「路外駐車場変更届」を提出してください。

また、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例に基づき、附置義務台数を確保するとともに、確認申請の前までに「附置駐車施設変更届出書」を提出してください。

(消防局警防課)

既存の防火水槽に対して、今後消防隊車両進入が困難となる場合は情報提供をお願いします。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工振興課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年8月4日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
藤 永 和 之	平戸市生月町山田免386番地	藤 永 和 之	平戸市生月町山田免386番地
船 原 佐利志	平戸市生月町山田免988番地	松 永 清 市	平戸市生月町山田免1172番地
岩野上 陽 敬	平戸市生月町山田免2167番地	岩野上 陽 敬	平戸市生月町山田免2167番地
障 子 末 義	平戸市生月町山田免1356番地 2	前 田 泰 信	平戸市生月町山田免325番地
平 松 栄 二	平戸市生月町山田免286番地	末 永 幸 男	平戸市生月町山田免215番地
池 淵 岩 雄	平戸市生月町山田免309番地	永 澤 闊 雄	平戸市生月町山田免809番地 4
大 石 勝 律	平戸市生月町山田免679番地	牧 山 傳 治	平戸市生月町山田免861番地 1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
蜜 山 隆 満	平戸市生月町山田免280番地	石 原 則 雄	平戸市生月町山田免285番地 1
富 岡 敏	平戸市生月町山田免807番地 1	富 岡 敏	平戸市生月町山田免807番地 1

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月17日総会議決）を認可した。

令和2年8月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 山田土地改良区
認可年月日 令和2年7月27日

人事委員会規則

一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則及び警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月4日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第11号

一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則及び警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

（一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第1条 一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和39年長崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(防疫等作業手当の特例)</p> <p>第3条の2 <u>条例第5条の2第1項の規定により手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者が療養を行う施設等の内部又はこれに準ずる区域として人事委員会が認めるものにおいて、作業に従事した職員</u></p> <p>(2) <u>疫学的調査、対象者の救護、対象者の移送及び移送後における車両の消毒その他これらに相当すると認められる作業に従事した職員</u></p> <p>2 <u>条例第5条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、3,000円（対象者の身体に接触して又は対象者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合は、4,000円）とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(併給禁止)</p> <p>第24条 略 2～7 略</p> <p>8 <u>前2項の規定にかかわらず、条例第5条の2に規定する作業に従事した日と同一日内において手当の額が日又は時間で定められている特殊勤務手当の支給対象となる作業に従事した職員には、条例第5条の2に規定する手当のみを支給し、他の手当の額が日又は時間で定められている特殊勤務手当については支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる手当の額が条例第5条の2に規定する手当の額を上回るときは、当該上回る額の手当のうち最も多額の手当（最も多額の手当が2以上あるときは、そのうち主として従事した作業に係る手当）を支給する。</u></p>	<p>(併給禁止)</p> <p>第24条 略 2～7 略</p>

(警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年長崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 この規則は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、警察職員（警視の職にある者を除く。ただし、条例第5条第1項第3号、第4号、第9号及び第11号から第15号まで並びに第5条の2に規定する作業に従事した場合は、この限りでない。）の特殊勤務手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の特例)</p> <p>第14条の2 <u>条例第5条の2に規定する警察業務は、留置業務及び死体取扱業務その他人事委員会が認める業務とする。</u></p> <p>2 <u>条例第5条の2に規定する人事委員会規則で定める額は、3,000円（対象者（条例第5条の2第1号に規定する対象者をいう。以下この項において同じ。）の身体に接触して又は対象者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合は、4,000円）とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 この規則は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、警察職員（警視の職にある者を除く。ただし、条例第5条第1項第3号、第4号、第9号及び第11号から第15号までに規定する作業に従事した場合は、この限りでない。）の特殊勤務手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第2号

次の事件を付議するため、長崎県病院企業団議会臨時会を令和2年8月21日午後2時30分長崎市に招集する。
令和2年8月4日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

- 1 令和2年度長崎県病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）
- 2 企業長専決事項報告（令和2年度長崎県病院企業団病院事業会計補正予算（第1号））

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和2年8月4日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量
長崎県立大学情報セキュリティ演習室共同研究用サーバ賃貸借及び保守 一式
 - (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
令和2年11月1日から令和7年10月31日
 - (4) 納入場所
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1 長崎県立大学シーボルト校 W205セキュリティ演習室
 - (5) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - (2) ア又はイに該当する者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
 - (3) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
本法人所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、5の部局へ提出すること。
なお、2の(2)アに該当する者についても審査申請書等の提出が必要である。

審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

(申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先) 5の部局とする。

(提出期限) 令和2年8月20日(木) 17時00分

4 入札参加条件

当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

(電話) 095-813-5500

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和2年8月18日(火) 17時00分までの間(大学の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒(角2サイズ)及び切手(140円)を同封のうえ、5の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。)

(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札・開札の場所及び期日等

(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

(期日) 令和2年8月27日(木) 13時30分開始

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、9の入札当日に入札説明書にある委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学シーボルト校機械警備システム更新について、一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。
令和2年8月4日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
長崎県立大学シーボルト校機械警備システム更新
- (2) 業務の場所
長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1）
- (3) 履行期間
契約日から令和3年3月31日まで
- (4) 委託業務の特質等
入札説明書による。
- (5) 入札の方法
前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) ア又はイに該当する者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

- (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
入札を希望するものは、2の(2)の資格を得るため、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、5の部局へ提出すること。
なお、2の(2)における長崎県から入札参加資格を有すると認められた者に該当する場合も、審査申請書等の提出が必要である。
審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。
(申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先) 5の部局とする。
(提出期限) 令和2年8月18日(火) 17時00分
- 4 入札参加条件
当該業務を確実に履行できると認められる者であること。
- 5 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
(電話) 095-813-5500 (FAX) 095-813-5220
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付期間及び場所
(期間) この公告の日から令和2年8月13日(木) 17時00分までの間(大学の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。
なお、郵送での交付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックプラスの専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること(上記期限内必着)。
(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札・開札の場所及び期日等
(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室
(期日) 令和2年8月27日(木) 15時00分開始
入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
徴しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。
(2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、9の入札当日に委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第2条第2項の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公告する。

令和2年8月4日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

長崎県立大学情報セキュリティ演習室共同研究用サーバ貸借及び保守 一式

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、2年を経過していない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の時期

この公告の日から、令和2年8月20日（木）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(3)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書
- イ 営業概要書
- ウ 委任状
- エ 印鑑届（様式第2号）

オ 口座振替申込書（様式第3号）

カ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書
- イ 営業概要書
- ウ 委任状
- エ 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住所〕〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

〔名称〕長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

〔電話〕095-813-5500

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

7 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を付与された日から令和3年3月31日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

9 資格の取消し等

- (1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)又は(7)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥